医薬品の主作用・副作用

*ドラッグレター　2016年　１１月号*

**…医薬品を使用する本来の目的である、病気の治療**

**や健康を保持する働き**のこと。

（熱が下がった、せきが止まったなど）

この主作用が、私たちの体が持っているを助けてくれます。

**…本来の目的以外の好ましくない働きのこと。**

（医薬品を使用したことで、眠くなったり、顔や体にぶつぶつができたりするなど）

＜副作用が起こる主な原因＞

**●医薬品のもっている性質によるもの　　●医薬品を使う人の体質によるもの**

**●医薬品の使い方によるもの　　●医薬品を使った人のその時の体調によるもの**

＜副作用の危険を避けるために＞

●医師・薬剤師に伝える

病院を受診した時、薬局やドラッグストアで一般用医薬品を購入しようとする時は、医師や薬剤師等に

**自分の病状や体質(アレルギーなど)、副作用の経験、服用中の医薬品など**の情報をしっかり

伝えましょう。

●自分の医薬品を知る

自分が飲む医薬品について、**飲み方（用法・用量）**、**効果**、**予想される副作用やその対処法**、

**一緒に飲んではいけない医薬品や飲食物など**を事前にしっかり確認しましょう。そのため薬剤師

からの説明をよく聞き、また薬剤師から渡される「医薬品の説明書」、一般用医薬品では箱に入っている

説明書をきちんと読むことが重要です。

●用法・用量を必ず守る

「早く治したいからもう１錠」などの**自己判断は厳禁**です。また、他の人が病院でもらった医薬品

（使いまわし）はもってのほか、症状が似ているからといって以前もらった医薬品を使うこと（再使用）

もやめましょう。

医薬品は正しく使っていても、**重い副作用**や**予測できない副作用**が起こることがあります。そんな時のために「医薬品副作用被害救済制度」があります。

「医薬品副作用被害救済制度」は、医薬品を**正しく使用したにもかかわらず**、副作用により重い健康被害が生じた場合、被害者の救済するために、医療費や年金など副作用救済給付が行われる公的な制度です。

万一、重い副作用が発生した場合はこの救済制度が利用できますので、医師や薬剤師に相談しましょう。

**ただし、医薬品の正しい使い方を守らずに起こった副作用は、救済の対象とはなりません!**

　日本学校保健会　<http://www.hokenkai.or.jp/iyakuhin/05.pdf>

作成・発行元